

令和5年度12月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和5年 12月21日（木）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名（欠席0名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩	3 荒木 晃夫	4 服部 耕二
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 11名（欠席5名）

1 山根 悦文	2 服部 鉄也	3 高橋 道明	4 日高 英二
	6 田中 昭文		
	10 三上 好文		12 三田 誠
13 上田 義憲	14 藤田 兼一	15 山崎 勉	16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 旧基盤強化促進法第19条による農用地利用
集積計画の公告について
- ・ 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について
(機構・受け手間契約)
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 畑地化促進事業実施予定農地の確認について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	それでは、人数がそろったようですので、えっと第9回の邑南町の農業委員会の総会の方を始めていききたいと思います。始めに、課長さんお願い致します。
事務局長	失礼します。産業支援課の白須です。あの、いつも、お世話になります。あの、まあ、本日ですが今年最後の農業委員会という事で、ちょっとご挨拶をさせていただきます。今年ですね、振り返ってみますとコロナも落ち着きはじめて、いつでも世界情勢も本当奮闘してきてまいりました。日本もその影響受けて、当時よりマスクをしていた奮闘の頃に大きな影響受けた時代でした。まあ、米につきましては、まあ農協の方と一緒にしまして肥料の低減対策を進めてまいりました。また、畜産等大きな影響受ける組合においても重点的に支援を行ってきた所でございます。あの、非常に厳しい状況が続いているんですが、あの米につきましては、まあ大体一途米利率にしても、その作況しましても例年通りの作況になっているようでございます。あの、全国的に見ますと非常に米利率が下がって農業収入が減少して来年度の農業できること、というような危機的な地域もあるようでございますが、あの、まあ当地方ではそこまでの被害はなかったようふうに認識はしております。ただ兼ねてよりの問題点が役不足であり農作放棄地の防止、田んぼ等などといったような問題が引き続き続いております。これから令和6年度末に向けまして、皆さんご存じのように地域計画というを各地域でしていくようになります。邑南町におきましても、都市が形態あの準備を進めている所でございますが、年が明けますと各地域に出向いて色々意見を伺ったりという機会を設けさせていただきます。あの、その際には是非農業委員会の皆さまにもご協力を頂ければというふうに思っております。このように農業委員会、それからJA関係機関一体となりまして、まあ農業の基盤をですねしっかり引き続き作っていききたいというふうに考えております。その上で、町の施策として進めております道の駅再生にやはり地産地小願、あるいは有機農業など環境の戦略に繋がっていくというふうに考えておりますので、引き続きご理解ご協力をお願いしたいと思います。あの、こうして今日あの大雪が降っております。あの週末までこの雪が続くというふうに予報が出ております。あの色々注意が呼びかっているところでございますが、大きな被害が起こらない事を願っております。また、あの、これから年末年始向かえます。事故などないよう、皆さん方、健康にも留意されてよいお年を向かえる事を願いまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。失礼します。
議長	ありがとうございます。えっと、12月に入っても、まだ新しい、ああ暖かい日が続いてって農業の残った仕事が十分できったんですけど、ここへきて急に寒くなって、まだまだやりたいこともいっぱいあった。横のほうで手はあったんですけど、今週ずっと雪が続くようですので大きな被害など出ないように、皆さん足下とか気をつけて、12月を乗りきってください。 それでは、あの本日議事録署名の指名9番植田委員さん。それから10番松崎委員さん、お願いします。それから、えっと、本日の欠席者ですけど推進の方から沼田委員さん、東委員さん、和田委員さん、富永委員さんの方から報告が出て

事務局	おります。 それでは、3 番議題の方に入っていきたいと思います。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月は 2 件上がってます。事務局の方、読み上げをよろしくお願いします。 はい、失礼します。すみません、まず、始めに大変申し訳ありません。あの議案書の方、差し替え分を作っております。大変申し訳ございませんが、差し替えの方をお願いをさして頂ければというふうに思っております。目次と言いますか、ちょっとめくって頂いて日程の所 1 枚と、あとはすみません、3 条の委員会議案 1 号の所。それから 1 つすみません、追加と言うことで、議案第 4 号の方追加させて頂いておりますので綴りなおして頂ければというふうに思っておりますのでよろしくお願いを致します。
議長	それでは、すみません。議案の方に入らせて頂きたいと思います。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月は 2 件です。申請番号 053-37 農地の所在地は下田所××、登記地目畑、面積 50 m²。3 条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。 続きまして、申請番号 053-38 農地の所在地は井原××、登記地目田、面積 1638 m²。同じく井原××、登記地目田、面積 1213 m²。同じく井原××、登記地目田、面積 1300 m²です。3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△持分 2/1、▲▲▲▲持分 2/1、譲受人は▽▽▽▽です。 以上 2 件です。
6 番	はい。ありがとうございました。えっと、それではえっと 053-37 の件に関しまして、服部委員さん現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。 お願い致します。それでは、053-37 について説明を致します。今週のですね 18 日の日に、田中推進委員さんと 2 人で渡人の○○○○さんに面談をしてまいりました。聞き取りをしまして、色々お伺いしました。まずあの場所なんですけども、下の左側の方の地図で右の上からこう下へ向かっていく 261 の国道が通ってまして、ちょうど@@@@のこれ病院が便利な病院兼老人の施設があるんですけど、そこが地図下の方に。で、そっからまっすぐ行ったまあ旧国道なんですけども、国道から外れたまっすぐ行った先にある三角形斜線をしてある所ですけど、最近はお寺がまああるんで、ちょっと分かりやすいかもしれないんですけど。場所は、そこになります。で、今回の件はですね、こちらの地図の上に三角形がちょうど向けの上に***って言うんですかね？民宿をやってらっしゃるんですけども、実は以前ここは##さんという旅館がございまして、数年前にですね今回の受け人である●●さんの方に建物ごと売却をされました。\$\$さんがですね、元の持ち主である\$\$さん関西の方に住まわれとりまして、まあ、こちらにはもう戻ってこれないと言うことで、ご近所のこの●●さんが建物を購入されました。ここであのその建物の所にですね、まあ 50 m²あまりの畑がついとりました。で、当時まあ●●さん自身がこちらでは、●●さんお寺なもんですから農地を購入することができず、当時その○○さんがですね、その\$\$さんの田んぼをずっと作っておりまして、まあそういう絡みもあって田んぼ及び農地それから山です

議長	ね、それが〇〇さんが全部引き継ぎをされたそうです。で、まあ当然この畑の部分も〇〇さんが引き継ぎをされて、●●さんが建物のみを引き継ぐいう形にはなったんですけど、まあご承知の通りで条例が変わった事で、今回申請を上げられました。この今●●さんがここでは、家庭菜園的にですね大根と白菜なんかが植えてありましたけど、家庭菜園のような事をやってらっしゃいました。まあ、決して荒らしているちゅう感じではなくて、ちゃんと畑として使っておられました。えっとまあ、そういう事情がございますんで色々聞き取り調査をした結果、特に問題はないかなというふうに思っております。よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございます。田中推進委員さん、何か付け加えるような事がありますか？
推 6 番 議長	ありません。 はい、ありがとうございます。それでは、053-37 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいたいと思います。053-37 について許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、053-38 の件に関しまして宮本委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
1 1 番	えっと、それでは、よろしくお願い致します。053-38 番の地図ですが、まずは、ちょっと先に 3 と 4 のページの地図を見てもらえれば分かります。場所はですね、井原の上の 3 ページの方は、これあの石見東小学校いうのがありますして、その横であります。ここの田んぼがしてはあるんですが、浜作線の矢上井原をつないどる路線になります。それで、もう 1 個の方はこれはあのご存じ▽▽さんのお家が？？。これはあのハマダという所で、この浜田線をずっと通ってますと、ちょうど峠の方にあたるところで、まああの反対側にバス停があります。その付近で、このように 3 つの上に▽▽▽▽さんって自宅があります。ほいで、その前の道路の反対側の田んぼの 1 枚、2 枚の田んぼでございます。先日 17 日に藤田推進委員さんとこの▽▽さんと 3 名で現地確認を致しました。ちょっとここ、あの非常にちょっとややこしいや、ややこしいんですけども、△△さんと△△△△さんと▽▽さんは兄妹いうことになります。それで、ちょっとあの早くに亡くなられて再婚されて、ほいでこの妹が△△さんで矢上の方へお嫁に行かれとります。今、今日ちょっと見た所に、この▲▲▲▲さんというのがポツンと出てきたんで、これはちょっとほんと把握できてないような状態でここに来とりますんで、まあこれはおそらく、あのご兄妹であろうと思います。それであの、名前が▽▽さんが▽▽さんの家にずっとあの長男さんで、お家を継がれてます。その時にあの、義理のお母さんですね、△△さんとお義母さんがもう高齢になってから農業年金を頂きた、貰いたいという事でまあ条件が色々あったようで、田んぼやら持ったとら、そのちょっと額がね減るんだというな所で、まあ、たちまち妹さんのこれが

	実施でないとなんか出来んような事があるそうなので、まあ▽▽▽▽さんは先妻のお子さんなので、まあこの2人に一応、一応でないか、まあ名義を変えてからほいでまあ、あの年金をあの頂くように手続きをしたんだいう事でした。ほいでまあ、今はお母さんは亡くなって年金とかいう事はないんで、元々の所で返して▽▽さんに返している所でございます。田んぼの方もここ▽▽さんが▽▽さんがもう作りがやめて%%%方に預けて、この3枚の田んぼが法人の%%%へ預けて耕作は全部%%%がされとります。まあ、今年はちょっと作ってなかったようで、これでも草は綺麗にのぉて刈ってから、その後もまた掘り起こしじゃないんですけども、えっと一遍トラクターで鋤いて管理は十分にされとりました。以上ですが、よろしくお願い致します。
議長 推14番 議長	ありがとうございます。藤田推進委員さん、他に付け加えたり・・・・。 別にありません。よろしくお願い致します。 はい、ありがとうございます。それでは、053-38の件に関しましてご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ありませんか？ないようですので、採決の方に入りたいと、入らせてもらいます。053-38の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について今月は1件申請されとります。事務局の方説明をお願い致します。
事務局	はい、失礼します。議案第2号農地法第5条の規定による許可について今月は1件です。申請番号055-8、農地の所在は阿須那××。登記種目畑、面積36㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□。譲受人は■■■■です。転用目的は、農家住宅の敷地で、申請理由は家屋の裏にある石積みが降雨等により崩壊の恐れがあるためコンクリートブロック積みに変更し安全を図りたいです。所要面積は、土地造成36㎡。コンクリートブロック積み工20mです。この土地は、第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項の但し書きにより許可できるものと判断しとります。以上、1件です。
議長 6番	ありがとうございます。えっと、それでは055-8の件に関しまして種委員さん現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。 ええ、失礼致します。申請番号055-8について説明を致します。まず場所ですが、6ページの地図にありますように直線道路が県道浜田作木線です。左側が浜田市。右側は、広島県三次市高宮町方面になります。ええ、県道沿いの目印と致しましては運送会社◇◇◇◇、自動車工場◆◆◆◆があります。その向かいにあります、門前集落道や150m入った所に位置します。現地確認を17日の日曜日午前中、山根推進委員と行い面談は■■■■さんのお母さん☆☆さんに説明を聞くことが出来ました。説明によりますと、5月に☆☆さんのご主人が亡くなられて■■■さんが週1回矢上から通われ、2人で自宅の管理をされとります。申請地を確認しますと、非常に石積みも悪く☆☆さんに聞きますと、草取りをしている時

	には石も落ちたりして転用理由にもあります、大雨が降れば災害が生じると山根推進と判断をいたしチェックシートについても問題はありませんでした。以上、よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。山根推進委員さん、付け加えたり補足がございましたらお願いします。
推 1 番	ありません。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。055-8 の件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言等お願いします。
	(意見、質問なし)
議長	ありませんか？ ないようですので、採決の方に入らせて頂きたいと思います。申請番号 055-8 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。
	では、続きまして、議案第 3 号旧基盤強化促進法第 19 条による農用地利用集積計画の公告について、今月は 3 件ございます。読み上げは致しませんが・・・。えっと・・・。読み上げはなかったですか？
事務局	ないです。
議長	えっと、目を通して頂き、質問等がございましたら挙手をしてお願い致します。
	～ご覧中～
議長	ご意見はございますか？ ないようでしたら、採決の方に持って行きたいと思います。05 基-7 番の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、05 基-8 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 05 基-9 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。えっと、11 番宮本委員さん。
？ ？ ？	は？
1 1 番	挙手、もう、賛成しとった案でこの分の 8 番よね。05-8、ここの真ん中の方に全部が線書いてある、その他の下の方に書いてあるのは？
事務局	賃貸、賃借料です。
1 1 番	賃借料？

事務局 11番	賃借料です。 えーっと、あーっと、ここが3つに4つの段に分かれとるけー。ああ、分かりました。
議長	上の段に……。続きまして、議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告について、今日付けで契約今回は1件申請されとります。 これは、地図しかない？
事務局	は、はい、あれ地図しかない。
議長	差し替え？写真ごと替える？
事務局	はい。一番最後につけてもらえれば……。はい。あの、地図と一緒に差し替えてもらえれば……。
議長	とりあえず、読み上げ……？
事務局	はい、じゃあ、簡単に説明だけさして貰います。えーっと、この案件につきましてですが、えっと、数ヶ月前にありましたように、中野のハウスの所の農地になります。場所は、ご覧頂ければというふうに思います。そこの所で、ここを通じた転売という事であげております。機構にはもうすでに預けおりました農地につきまして、★★★★さんが買い受けるという事になっておりますので、この内容となっております。よろしくお願い致します。
議長	この件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見質問なし)
議長	ご意見ご質問がないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。議案第4号、05中-11に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案、報告第1号農地法3条の3の規定による相続等の届出について、13件あります。これは、確認してみてもらって質問があればお願いします。 ～ご覧中～
議長	質問がないようでしたら、次の報告の第2号畑地化促進事業実施予定農地の確認ですけど、4件ございます。事務局、お願い致します。
事務局	はい、失礼致します。えっと、報告第2号畑地化促進事業実施予定農地の確認についてでございます。先般も、1度このような案件がございましたが、畑地化促進事業というものがございます。それで農業委員会としたら、こちらの方の案件につきまして確認を行ってくださいと、いう依頼がついております。確認のポイントとしたら水田地帯に畑地が点在する虫食い状態の畑地化が行われるなどの担い手への農地の集積集約化に支障が生じないようにすることと。それから地域の円滑なブロックローテーションの実施に支障がないこと。畑地化に伴う用排水量の変化等によるまあ地域の利水や治水の面での支障が生じないこと等という事で、確認をして頂きたいという事が来ておりますので、その内容につき

	まして確認を頂ければというふうに思っております。場所と致しましては、4件分という事です。まず、◎◎◎◎。場所は後谷地内という事になっております。それから、○○○○さん。場所の方ですが、谷川集落という事になっております。あの、○○○○さんにつきましては、まあ家の周りという事になっております。それから、△△△△さんの分につきましては、矢広原集落になりますかね？の方の、3枚という事になっております。それから、□□□□さんの分につきましては、宇都井の下郷になるとと思いますが、こちらの方、橋のたもと近辺の所の箇所の申請となっております。以上です。
議長	ご質問等ございましたら、挙手をして発言をお願いします。
7番	この事業について、ちょっと、ぱっぱと教えてもらえんだろうか？
事務局	はい、えっと、すみません。失礼致します。この畑地化促進事業というのは、中山間多面等で水田の扱いになっていたものにつきまして、畑地化にしますと、いう事で、もうこれ以降の交付金関係のものは一切受け取らないという事で、一時的に畑地化をして、ええ畑地化をして一時的に金額を多めに支給をされるというような事で水田で貰っていた交付金の所の部分を、もう今後は貰わないという確約を貰って行くと、いう事業となっております。
7番	あの水田のあった所というのは、あれ？中山間の関係いうなしに、あの～どがあるかいな、交付金じゃの～～飼料稲とか、あがあなもんの補助を貰った分っていう意味？
事務局	えーっと・・・。
7番	中山間から出る？
事務局	ちょっと、そこまで詳しくは、すみません。私も担当ではないので確認はしとりませんが、あの、まあ、そういった交付金の対象、水田に出ていた物交付金の対象から外れるという事は聞いとります。
7番	これ、今度見てもらえるんだけども、あの、はんしっこう保険とかいうのは、あれ？あれとは、また違うんもん？
事務局	ちょっと、すみません。そこは、ちょっと、担当が日野のもので、あの私もそこまで詳しくなくて・・・。あの、あれでしたら日野を呼んで来ようかと思いますが・・・。
10番	畑地化にすると水田とはみません。
7番	すみません。
10番	うん。
7番	ダブルで。2つ貰えるいう事？
10番	はい。
7番	じゃ、そのへんでなしに、その事ではないいう事やね。
10番	あれとは、別の分。
7番	ちょっと、これ、あと調べたら分かった事教えてやってください。
事務局	はい、あと、後ほど日野の方が空いてましたら、あの来て説明をしてもらうようにします。
7番	聞いてみますけ。恥ずかしいけ。

事務局	ああ、聞き来られます？ あっ、分かりました。あの、ちょっと興味がある方は来て頂ければと思います。すみません。よろしくお願い致します。
議長	他に、ないでしょうか？ なければ・・・。他に、なければ・・・その他に入っていきたいと思っています。
事務局	はい。
	(その他) (1) 事務連絡 (2) その他
	次回の総会は、1月22日（月）13：30からお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印